

## 小金井市雨水貯留施設設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、雨水貯留施設を設置する者に対し、その設置費用の一部を補助することにより、雨水貯留施設の設置促進を図り、雨水の積極的な利用と節水活動の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「雨水貯留施設」とは、雨どいに接続して雨どいから排除される雨水を貯留し、散水、防火用水等に利用するための施設で、別表に定める基準を満たしているものをいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助を受けることができる者は、次に掲げる要件をいずれも備えていなければならない。

- (1) 小金井市の区域内に建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）を所有し、又は使用している者であって、雨水貯留施設を購入し、当該建築物に設置するもの
- (2) 小金井市市税条例（平成20年条例第26号）第3条の市税、小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）第1条第1項の都市計画税及び小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）第1条第1項の国民健康保険税（以下これらを「市税等」という。）の納税義務者であって、既に納期を経過した市税等を完納しているもの

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、雨水貯留施設1基について、その購入金額（工事費等を除く。）の2分の1に相当する金額とし、10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。この場合において、補助金の額が30,000円を超える場合には、30,000円とする。

2 補助金の交付総額は、予算に定める額の範囲内とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水貯留施設を購入前であって、補助金の交付を受けようとする日の属する年度の1月末日（小金井市の休日を定める条例（平成元年条例第7号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後の休日でない日までに、小金井市雨水貯留施設設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 雨水貯留施設の設置に係る見積書及び内訳書の写し

- (2) 雨水貯留施設の設置前の状態を確認することができる写真
- (3) 納税証明書（市の公簿等により納税状況を確認できる場合を除く。）
- (4) 雨水貯留施設のパフレット等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 同一申請者の申請は、年度内に1回を限度とする。この場合において、1回の申請につき雨水貯留施設2基分をまとめて行うことができる。

3 補助金の交付を受けた者が、再び補助金の交付申請をしようとするときは、交付の申請をした日から起算して3年を経過していなければならない。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、小金井市雨水貯留施設設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付を不適当と認めた場合には、小金井市雨水貯留施設設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（変更申請）

第7条 前条第1項の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、雨水貯留施設を設置する前に交付申請書に記載された内容に変更が生じた場合には、小金井市雨水貯留施設設置費補助金変更申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）に第5条第1項各号に掲げる書類（当該変更に係る書類に限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

（変更の承認等）

第8条 市長は、変更申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更内容を適当と認めたときは小金井市雨水貯留施設設置費補助金変更承認通知書（様式第5号）により、不適当と認めたときは小金井市雨水貯留施設設置費補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（完了報告書）

第9条 交付決定者は、交付決定のあった日の属する年度の2月末日（休日に当たるときは、その日以後の休日でない日）までに、小金井市雨水貯留施設設置完了報告書（様式第7号。以下「完了報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書の申請者と同一の名義人の領収書及び保証書の写し
- (2) 雨水貯留施設の設置後の状態を確認することができる写真
- (3) 雨水貯留施設の設置に係る契約内容が分かる書類（請負契約書の写し等）及びその内訳が記載されているもの

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付確定)

第10条 市長は、完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、小金井市雨水貯留施設設置費補助金交付確定通知書(様式第8号)により申請者に通知する。

(補助金の請求及び受領)

第11条 前条の通知を受けた申請者は、交付決定のあった日の属する年度の3月20日(休日に当たるときは、その日以後の休日でない日)までに、小金井市雨水貯留施設設置費補助金交付請求書(様式第9号)により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に定める目的以外の用途に雨水貯留施設を使用したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により取消しをした場合は、小金井市雨水貯留施設設置費補助金交付決定取消(全部・一部)通知書(様式第10号)により通知しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、交付決定者の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還期限を定めて、小金井市雨水貯留施設設置費補助金返還命令書(様式第11号)により返還を命じなければならない。

(管理等)

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該雨水貯留施設を良好な状態で管理し、雨水の積極的な利用と節水活動に努めなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、小金井市補助金等交付規則(平成12年規則第27号)の定めるところによる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に購入された雨水貯留施設について適用し、同日前に既に購入された雨水貯留施設については、適用しない。

付 則（平成22年4月1日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、既に雨水貯留施設を購入した申請者に対する補助金の交付については、この要綱による改正後の小金井市雨水貯留施設設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成31年3月27日要綱第33号）

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。